

コラム ～障害者手帳のメリット・デメリット～

3つの種類の手帳があります

① 身体障害者手帳

② 療育手帳※

③ 精神障害者保健福祉手帳

※②療育手帳は地域によって愛の手帳、緑の手帳など名称が異なります。

手帳があるとどんなメリットがあるの？

- 1 障がい者雇用枠での就労（選択肢が増えます）
- 2 障がい福祉サービスの利用（サービス受給がスムーズになります）
- 3 医療費の負担減 税金の控除 公共交通機関などの割引
その他割引（お住いの市町村や利用施設によって異なります）
手帳があることで支援やサービスを受けやすくなります。

手帳のデメリットはあるの？

基本的に障害者手帳を取得することにデメリットはありません。
敢えてあげるとすれば申請や更新などの手続きに手間がかかることです。
手帳を持つと他人に知れ渡ってしまうのでは、と心配される方も多くいらっしゃいますが、誰がパスポートを持っているか、いないのか見ただけではわからないのと同じで、自分から積極的には見せない限り、他人に知られることはありません。

どうやって取得するの？

取得する手帳によって手続きが異なります（①身体障害者手帳と③精神障害者保健福祉手帳は医療機関の診断書も必要となります）。
まずはお住いの市町村の障がい福祉担当課へご相談ください。

表紙のマークの答え

- ①ほじょ犬マーク ②筆談マーク ③精神・発達障害者しごとサポーター
④あいサポート運動シンボルマーク ⑤発達障がい者支援シンボル・マーク「結」

上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ

〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 6451-1

TEL：0265-74-5627

FAX：0265-74-8661

E-mail：ksc@ar.wakwak.com

相談受付日：月曜日～金曜日

（土日祝祭日、年末年始除く）

受付時間：8時30分～17時15分 相談料：無料

ホームページ：https://nagano-swc.com/kiraria/

（HP移転しました！）



上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 広報誌

はあとぴあ

第30号

2023年

12月

発行：（社福）長野県社会福祉事業団 上伊那圏域障がい者総合支援センター

きらりあは上伊那圏域の障がいのある方が地域で安心して生活できるように支援する相談機関です。今回は『障がい者週間』にあわせてヘルプマークなどシンボルマークや自立支援協議会の紹介をします。



このマーク 知っていますか？

正解は…**ヘルプマーク**です！

- ・このマークを持っているのは、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・内部障がい者・発達障がい者・聴覚障がい者・視覚障がい者・難病・妊娠初期・人工関節・義足など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々です。
- ・ヘルプマークを身に着けた方をみかけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。
- ・上伊那圏域であれば各市町村の福祉課などで無料でもらうことができます。
- ・他にも障がいを持った方に関係する理解・啓発のマークはさまざまなものがあります。

下の①～⑤のマークが何のマークか考えてみてください。（答えは裏面にあります）

①



②



③



④

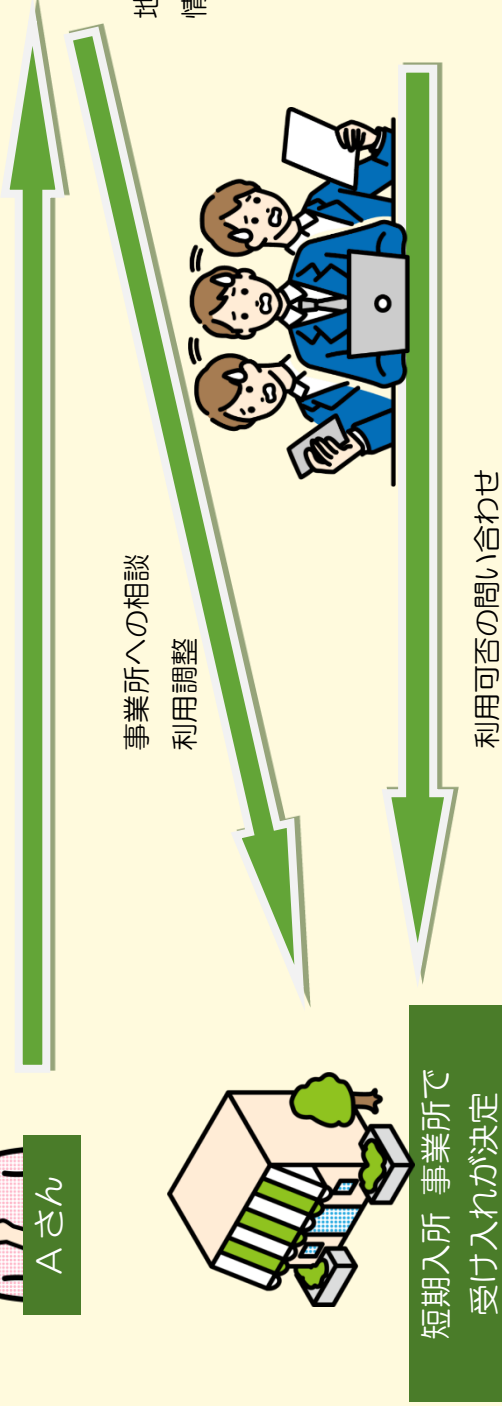
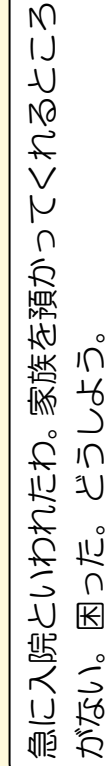


⑤



今回は事例からの自立支援協議会の動きを紹介します！！

Aさんは障がいをもった家族と二人で暮らしています。家族は障がい福祉サービス事業所に通所をしながら生活していましたが、急遽Aさんが入院しなくなりませんでした。近くに頼れる身内がおらず、困ったAさんは相談支援専門員に連絡をしました。



利用可否の問い合わせ



今回はなんとか受け入れ先が見つかってよかったな。でも、これは他の人も困る話じゃないかな？

相談支援専門員



A stylized illustration of three people working at computers. One person is standing and pointing at a screen, while two others are seated at desks with multiple monitors. The scene is set against a green background.

各専門部会・連絡会や運営委員会、全体会などで協議・検討を行っています。

専門部会・連絡会と運営委員会で検討された内容について協議し、承認を行います。各部会の活動について共有を行います。

会
体
全

《
吧
米
和
興

会 議 協 援 支 立 自 県

《作品與文藝》

「はたらく」こと

・かじに

「こども・若者」のこと

精神障がい者等
地域生活部会

「くらし」のこと

權利擁護部

「人権・権利」のこと

地域の障がい福祉について一緒に考えましょう！

※きらりありあは市町村から委託を受け、上伊那圏域自立支援協議会の事務局を担っています。全体会・各専門部会の開催
通知希望の方はきらりありあまでお問合せください。

相談支援專門電話

これらの連絡会には参加者を限定して運営をしています。